

微破壊・非破壊試験による
コンクリート構造物の強度測定要領(案)

平成 21 年 3 月

国土交通省大臣官房技術調査課

目 次

1. 適用範囲	1
2. 測定の対象等	1
(1) 対象構造物に対する測定方法	1
3. 測定方法	3
(1) 試験法の条件等	3
(2) 試験回数、測定位置	3
4. 測定者	8
5. 事前準備	8
6. 判定基準	9
7. 報告	11
8. 検査の実施	11

1. 適用範囲

この要領は請負者の施工管理（品質管理）及び発注者の検査において、コンクリート構造物の強度測定を行う場合に適用する。なお、対象構造物としては、橋長 30m 以上の橋梁上・下部工（工場製作のプレキャスト製品は対象外）とする。

また、完成検査、中間技術検査等において、発注者から足場設置等の検査に必要な指示があった場合は検査できるように準備するものとする。

本要領の「2. 測定の対象等」～「7. 報告」については、請負者の施工管理（品質管理）に関する記述であり、「8. 検査の実施」については、発注者の検査に関する記述となっている。

なお、非破壊試験にて測定される値は非破壊検査特有の誤差を有した概算値であり、この要領にて定める判定基準を下回った場合は、微破壊試験によりその測定値の信頼性を確認することを前提とする。

2. 測定の対象等

（1）対象構造物に対する測定方法

コンクリート構造物の強度測定の試験は、構造物の対象部位毎に表 1 に従い実施する。

強度測定に用いる技術は、「微破壊試験」と「非破壊試験」に大別され、その特徴を表 2 に示す。

本測定の対象構造物である、橋梁上部、橋梁下部工に対して、完成後不可視部分となるフーチング部は、構造物の側面に設けた供試体（以下、「外部供試体」）による試験を標準とする。これは、「外部供試体」による試験精度が、非破壊試験に対して高いことに加え、型枠脱型直後から供試体の採取が可能であり、埋戻しなどの工程への影響が避けられるためである。さらに、「外部供試体」の割取り面は、平滑な状態ではないが、埋戻される場合、補修の必要性がない。なお、埋戻し等の工程に支障がない場合には、「外部供試体」に替えて「内部供試体」（以下 小径コア）による試験を実施しても良い。

完成後可視部分である、柱部及び桁部は、非破壊試験である超音波を用いた試験方法（以下 「超音波法」）及び衝撃弾性波を用いた試験方法（以下 「衝撃弾性波法」）のいずれかの方法で実施する。これは、非破壊試験は、微破壊試験に比較して比較的簡易に実施できるためコンクリート構造物の初期強度のみならず、継続して試験を行うことにより、維持管理段階においてコンクリート構造物の強度を把握することができ、これにより対象構造物の品質の一層の向上を目指すものである。また、非破壊試験による強度推定値が合否判定基準を満たさない場合には、構造体に与える損傷が小さい、「小径コア」による試験を実施する。

表 1 構造物の対象部位による強度試験法

対象	対象部位	強度試験法
橋梁上部工	桁部	非破壊試験（衝撃弾性波法又は、超音波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コア試験を実施（図 4 参照）
橋梁下部工	柱部、張出し部	非破壊試験（衝撃弾性波法又は、超音波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コア試験を実施（図 4 参照）
	フーチング部	外部供試体による試験 ※工程等に支障がない場合には、小径コア試験を実施しても良い

表 2 各種強度試験法の特徴

試験法		補修の可否	試験可能 時期	試験実施必要条件	使用コンクリートの 条件	備 考
微 破 壊	外部 供試体	不要 (美観等の 問題により 必要な場合 もあり)	脱型直後 から可能 (注 1)	必要水平幅として 外部型枠寸法 + 100mm 以上	スランプ $\geq 8\text{cm}$ (注 3) 粗骨材最大寸法 $\leq$ 40mm	外部型枠を設置す る必要があるため 事前に発注者との 協議が必要
	内部供試 体 (小径 コア)	必要	強度 10N/mm ² 以 上より可能 (注 2)	部材厚さとしてコ ア直径の 2 倍以上	圧縮強度 $\leq 70\text{N/mm}^2$ 粗骨材最大寸法 $\leq$ 40mm	鉄筋探査により鉄 筋がない位置を選 定
非 破 壊	超音波法	不要	脱型直後 から可能 (注 1)	必要幅として 1000 mm 以上 (探触子設置 間隔)	特になし	コンクリートの種 類ごとに事前に円 柱供試体を用いた 検量線の作成 (圧 縮強度推定用) が 必要
	衝撃 弾性波法			必要幅として 450mm 以上 (探触 子・ハンマー間隔)	特になし	

注 1) 測定精度を向上するため可能な限りコンクリート材齢 28 日に近い時期に試験を実施することが望ましいが、現場の工程に支障の及ばないよう材齢によらず、同日中に複数個所の試験を行うことができる。

注 2) コンクリートの配合によるが目安として打設日から 1 週間以降。

注 3) スランプ 8cm は購入時に指定する値であり、測定値は許容の下限值である 5.5cm 以上のコンクリートを使用。

3. 測定方法

(1) 試験法の条件等

強度測定に用いる各試験法は、表 3 に示す試験法の条件を満たすものとする。

なお、表 3 に示した試験方法で測定を行う場合は、事前にその試験方法に関する技術資料を添付して監督職員の承諾を得るものとする。

表 3 試験法の条件等

試験法		試験法の条件
微破壊	外部供試体	・ 外部型枠の作成・設置・強度測定・強度補正方法について確立している方法を用いること
	内部供試体 (小径コア)	・ $\phi 50\text{mm}$ 以下とし通常用いられている $\phi 100\text{mm}$ コアに対する強度補正方法が確立していること ・ 寸法効果が確認されている試験法であること
非破壊	超音波法	・ コンクリート構造物の音速測定方法、強度推定方法が確立されていること ・ $\phi 100\text{mm}$ コア強度に対して、 $\pm 15\%$ 程度の精度を有していること
	衝撃弾性波法	・ コンクリート構造物の弾性波速度測定方法、強度推定方法が確立されていること ・ $\phi 100\text{mm}$ コア強度に対して、 $\pm 15\%$ 程度の精度を有していること

(2) 試験回数、測定位置

試験は、原則として表 4 に示す回数の測定を行うこととし、測定位置は、図 1、図 2、図 3 を参考として可能な限り対象構造物の異なる側面において打設高さの中間付近を選定する。ただし、コンクリート配合が異なる場合には、その都度表 4 に示す試験回数の測定を実施する。また、試験回数や測定位置について、対象構造物の形状や構造により上記により難しい場合には、発注者と協議の上変更してもよい。

表 4 対象部位における試験回数

対象	対象部位	試験回数
橋梁上部工	桁部	非破壊（超音波法又は、衝撃弾性波法）により打設回毎、かつ、150m ³ ごとに1回の試験を行うことを原則とする。 また、試験回数3回以上※で判定ロットを構成する。 1回の試験における測定は3測線とする。 ※小径コア試験を実施する場合は、1回の試験あたりコアを2本採取する。
橋梁下部工	柱部、張出し部	非破壊（超音波法又は、衝撃弾性波法）により打設回毎、かつ、150m ³ ごとに1回の試験を行うことを原則とする。 また、試験回数3回以上※で判定ロットを構成する。 1回の試験における測定は3測線とする。 ※小径コア試験を実施する場合は、1回の試験あたりコアを2本採取する。
	フーチング部	150m ³ ごとに1回の試験を行う。また、1回の試験に用いる外部供試体は1供試体とする。 ※小径コア試験を実施する場合は、コアを6本以上採取する。

※1ロットまたは2ロットの場合は、試験回数2回で判定ロットを構成してもよい。

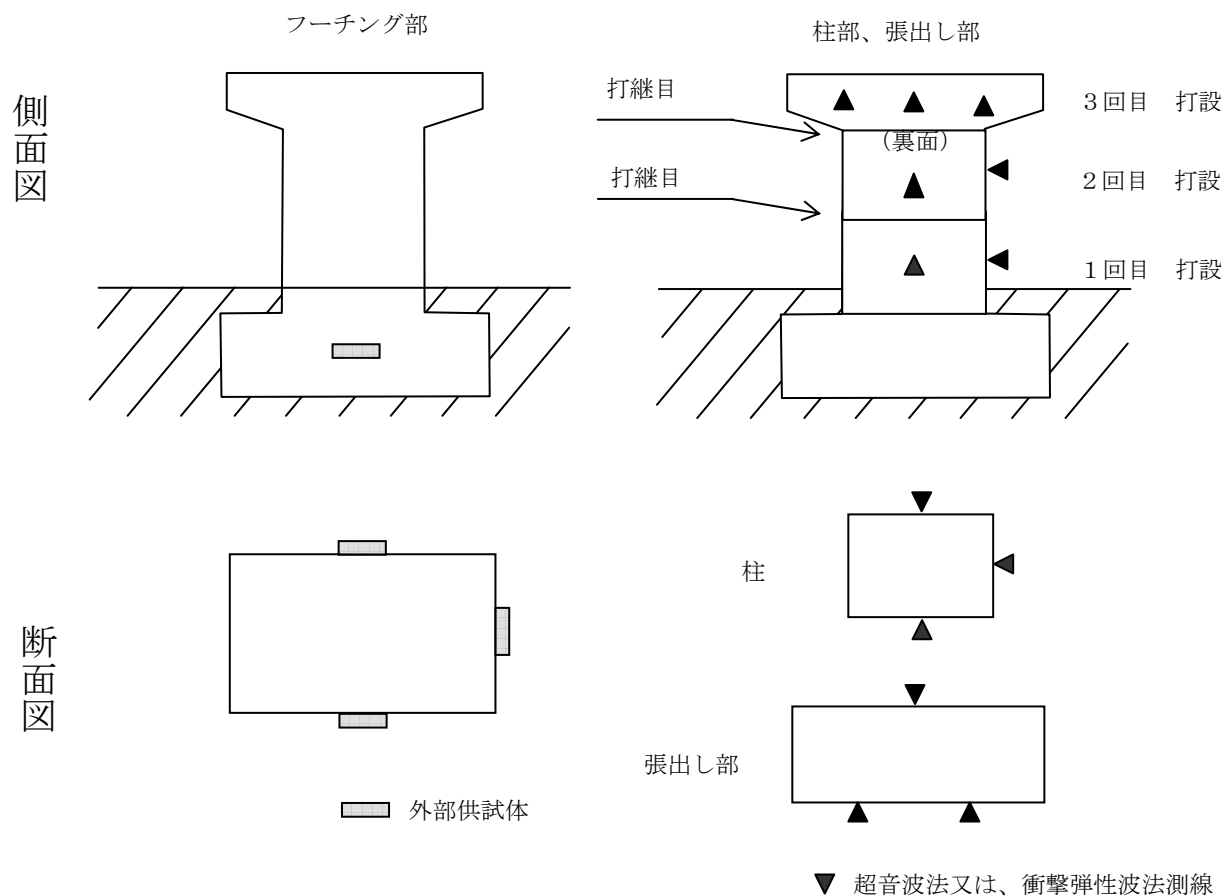


図 1 橋梁下部工の測定位置（例）

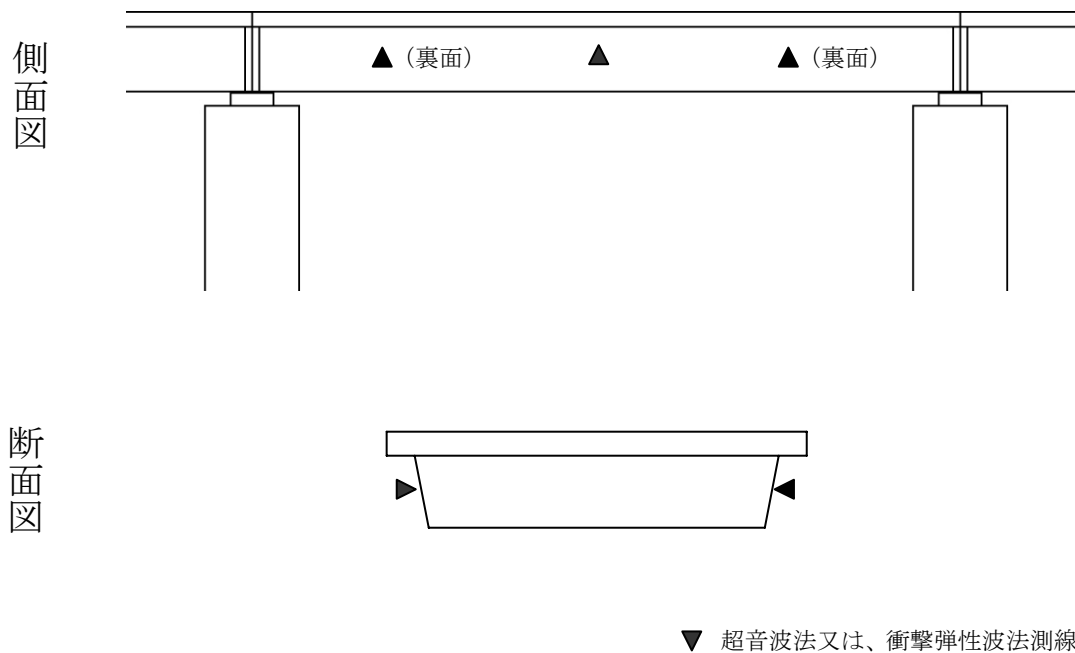


図 2 橋梁上部の測定位置（例）

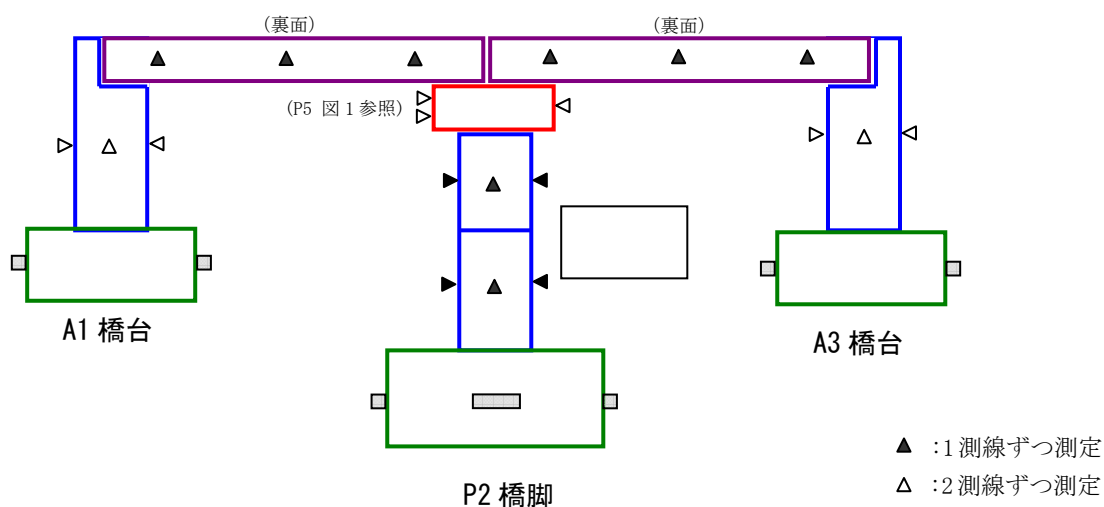


図3 判定ロットの構成(例)

表5 判定ロットと試験回数(例)

部位			数量 (カ所)	コンクリ ートの種類	コンクリ ート数量 (m^3 /カ所)	1カ所当り のロット数 (ロット/カ所)	判定する ロット数 (ロット)	参考 (図3におけ る部位)
上部工			2	36H	200	2	4	
下部工	張出部	P2	1	30BB	100	1	1 (注4)	
	壁・柱	A1	1	27BB	180	2	6	
		P2	2		100	1		
		A3	1		180	2		
	フーチング	A1	1	24BB	200	2	7	
		P2	1		350	3		
		A3	1		200	2		

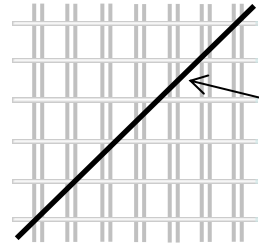
※打設時期が1基ごとに離れている場合(例えば、A1は春、P2は夏、A3は秋のような場合)1基ごとに判定ロットを構成する。この場合、A1の壁は1ロット2回、フーチングは2ロット2回の試験を行う。

注4) 2ロット以下の為、試験回数2回で判定ロットを構成する。

【測定位置決定及び測定に際しての留意点】

各測定方法において測定位置を決定する際には、下記の留意事項に配慮し決定するものとし、「5. 事前」の記述にあるように、測定方法や測定位置等については施工計画書に記載するものとする。

表 6 測定位置決定及び測定に際しての留意点

試験法		留意点
微破壊	外部供試体	型枠取付け位置は、打設計画から高さの中間層の中央付近とし、仮設物との干渉が生じないように留意する。
	内部供試体) (小径コア)	鉄筋位置を避けて採取することが必要であるため配筋状態を把握する。
非破壊	超音波法	鉄筋の影響を受けないよう、右図に示す様に鉄筋に対して斜めに測定する。 1 回当たり 3 測線の測定を行い、平均を 1 回の試験値とする。  強度測定線 図 鉄筋に対する強度測定線例
	衝撃弾性波法	

4. 測定者

本測定の実施に際しては、各試験に固有の検査技術ならびにその評価法について十分な知識を有することが必要である。このため、測定者の有する技術・資格などを証明する資料を添付し、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5. 事前準備

測定を開始する前には、測定位置の設計図及び既存資料より、測定対象のコンクリート構造物の設計諸元（コンクリートに関する資料、構造物の形状、配筋状態など）を事前に確認する。事前調査結果に基づき測定方法や測定位置等について、施工計画書に記載（4に示す測定者を含む）し監督職員へ提出するものとする。

また、超音波法及び衝撃弾性波法による試験については、圧縮強度推定において検量線（キャリブレーション）が必要であり、円柱供試体を作製し、強度と推定指標の定量的な関係を求める。

6. 判定基準

測定により得られたコンクリート構造物の強度の適否判定は、基本的に試験回数3回以上かつ、同一条件の場合できるだけ大きい判定ロットを構成（図3および表5を参照）し、表4に示す対象部位毎に表7及び図4により行う。

表7 試験回数と判定基準

試験回数	判定基準
3回の場合	強度平均値 $\geq$ 設計基準強度（SL）
2回※及び4回以上の場合	強度平均値 $\geq$ 下限値（XL）

※ 現場条件により、やむを得ず試験回数が3回に満たない場合（1ロットまたは2ロットのみの場合、図3の張出し部参照）

下限値 XL は、以下のとおり算定する。

$$\text{下限値：XL} = m' - T_{\alpha} \cdot \sigma / \sqrt{n} = 1.11\text{SL} - 0.21\text{SL} / \sqrt{n}$$

ただし、SL:設計基準強度 n:試験回数である。

上記算定式は、以下の条件により求めている。

$$\text{平均値：} m' = 1.11 \times \text{SL（設計基準強度）} \quad \text{（変動係数 10\%、割り増し係数 1.21 を前提）}$$

$$\text{標準偏差：} \sigma / \sqrt{n} = 0.121 \times \text{SL（設計基準強度）} / \sqrt{\text{試験回数}}$$

$$\text{生産者危険率 } \alpha \text{ の場合の正規偏差：} T_{\alpha} = \sqrt{3}$$

$$\text{平均値：} m'、\text{標準偏差：} \sigma / \sqrt{n}、T_{\alpha} \text{：生産者危険率 } \alpha \text{ の場合の正規偏差。}$$

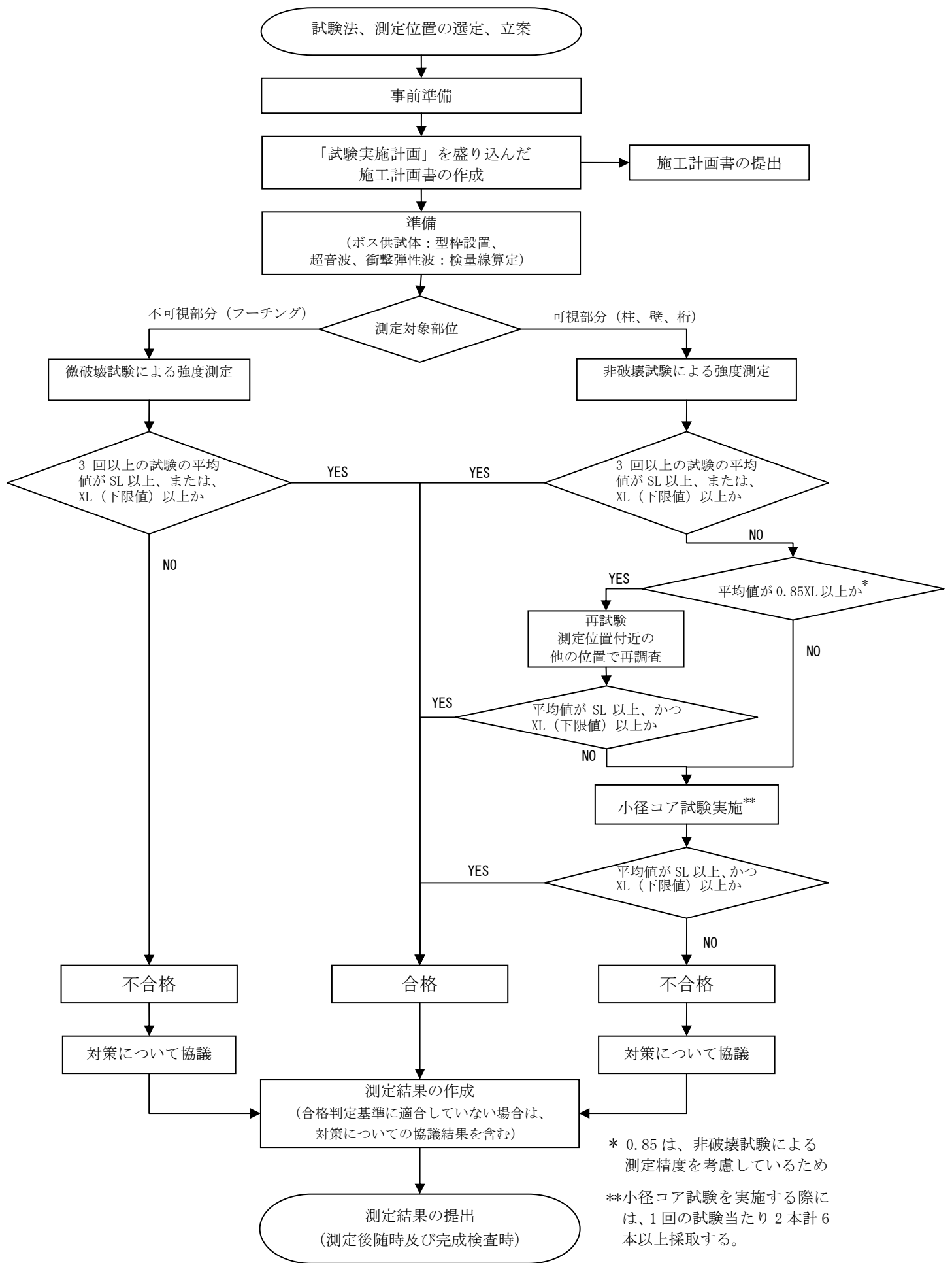


図 4 微破壊・非破壊試験の流れ

7. 報告

請負者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。

また、測定結果については、表 8 に示す内容を網羅した測定結果報告書を作成し、完成検査時等に提出、報告を行うこと。

表 8 報告書に記載すべき事項

No.	記載すべき事項
1	構造物名称
2	測定年月日
3	測定位置の概要（測定位置図）
4	測定者名※
5	使用コンクリート
6	測定結果
7	判定結果

※外部供試体において、講習会受講者より指導を受けた者が測定した場合、指導を受けた「証明書」保有者の氏名を併記するとともに、指導者の「証明書」のコピーを添付する。

8. 検査の実施

検査職員は、完成検査時に対象となる全ての測定結果報告書を確認する。また、非破壊試験については、測定結果報告書の確認に加え、任意の位置を選定（1箇所以上）し、本要領に基づく非破壊試験を実施することにより、コンクリート構造物の強度の適否を判断する。監督職員は足場等が必要となる位置の測定を実施する場合は、あらかじめ、足場等の確保を指示しておくものとする。

なお、中間技術検査においても、対象となる全ての測定結果報告書を確認するものとする。（現地における任意位置での測定については、完成検査時に実施するものとする。）